



安全

近くで防犯ブザーが鳴ったらご協力を



宇都宮防犯協会より、市内の小学校新入学生へ防犯ブザーを配布

し、防犯対策を進めています。▽地域の皆さんへ 近くで防犯ブザーの音(甲高いアラームの音)が聞こえたら、緊急事態が発生したものととして周囲の状況を確認の上、「子どもを保護する」「周りに知らせる」「110番通報する」など、子どもたちの安全確保に努めてください。子どもたちが安心して遊び遊ぶことができる環境をつくるために、地域ぐるみで防犯に取り組み、地域

の子どもたちへの見守りや声掛けをしてください。

▽保護者の皆さんへ 子どもが外出する際は防犯ブザーを持たせてください。また、日ごろから家庭でも防犯ブザーの操作練習や、定期的な電池交換を行い、「乱暴な扱いはしない」「登下校時に遊びでむやみに鳴らさない」など、正しい使用方法を教えてください。

7 生活安心課 ☎(632) 213

空き家・空き地の相談窓口を生活安心課に一本化しました

これまで、空き家は生活安心課・空き地は環境保全課が窓口となり、周囲に迷惑を及ぼす空き家・空き地の所有者などに対し、指導などを行ってききましたが、4月から、生活安心課に相談窓口を一本化しました。

■空き家・空き地の管理は所有者の責任 空き家や空き地が管理されないことが原因で、他人に損害を与えてしまった場合には、所有者などが損害賠償の責任を負うこととなります。定期

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、みやま表参道スクエア、地域コミュニケーションセンター、市民活動センター

「消防本部」が「消防局」になりました



近年、市民の皆さんの消防・防災に関する関心・期待は高まっており、消防力の強化が求められています。

昭和24年に1本部・1署・1分遣所の組織体制で設置された「市消防本部」は、現在、中核市の中でも上位に位置する組織体制となりました。本市と同程度の消防力を有する他の自治体の多くは、「消防局」と名称を変更していることから、消防行政において名実ともに県内の中心的地位である本市消防本部も、4月から、「消防局」と名称変更しました。組織体制が1局・4署・9分署となった「市消防局」は、今後も市民の安全・安心を今まで以上に守り続けます。

■新消防緊急通信指令システム運用開始

このシステムは市民の皆さんからの119番通報の受け付け、災害発生場所の特定や災害種別に応じた出動部隊の編成および出動、災害現場で活動する消防隊員の支援など、迅速・確実な災害対応の中枢を担っています。4月からシステムを更新し、情報収集機能の強化や災害情報の共有、多言語通訳サービスの導入など、さまざまな機能強化を図りました。近年増加傾向にある大規模自然災害など、さまざまな災害に的確に対応していきます。

消防局総務課 ☎(625) 5502、消防局通信指令課 ☎(625) 5599

6 生活安心課 ☎(632) 226

市内産農畜産物の放射性物質モニタリング検査結果

販売目的に生産される農畜産物については、出荷前に県が放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性を確認しています。

一部の野生の山菜などを除き、市内産の販売目的に生産される農畜産物の検査結果は全て基準に適合していますので、安心して市内

産の農畜産物をお召し上がりください。

詳しくは、県HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/hoshano_nousan.html をご覧ください。
農林生産流通課 ☎(632) 2466

フィンランド産小麦の薬剤散布を実施

品質の良い小麦を生産するため、無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。散布の際は薬剤の飛散防止など、安全の確保に十分配慮します。

▽期間 4月下旬～5月中旬
▽時間 午前5時ごろ～正午(幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布)。
▽地区 平石・豊郷・清原・城山・姿川・国本・富屋・篠井・河内・上河内。

▽注意事項 散布中は散布区域に立ち入らないでください。
▽その他 日程について、詳しくは、当該地区の各区域に掲示する他、市HP www.ja-u.or.jp に掲載します。雨天・強風などで実施

◎火事などの災害情報は消防出動情報で 消防出動情報は、電話や携帯サイトでお知らせしています。119番は火事や救急などの緊急通報用電話番号です。適正利用にご協力ください。なお、停電時には、使えない電話があるので、携帯電話や公衆電話から119番通報をお願いします。災害情報テレホンサービス(自動音声) ☎(624) 2441、携帯サイト <http://utsunomiya.mwjp.jp/mobile/?page=119>。消防局通信指令課 ☎(625) 5599

環境学習センターの催し

▽講座名・日時・内容・定員など 下の表の通り▽会場 環境学習センター他▽申込 ①④～⑩は参加者の氏名を、返信に郵便番号・住所・氏名を書き、各締切日(消印有効)までに、〒321-0126 茂原町777-1、環境学習センターへ。はがき1枚につき1人1講座。ただし、①は2人まで⑩は3人まで⑪は3人または1家族まで。複数講座に申し込み可。②③電話で、環境学習センター☎(655)6030へ▽その他 ①④～⑩定員を超えた場合は、環境学習センターで公開抽選。定員に満たない時は締切日の1週間後の午前9時から電話で受け付け。

講座名	日時	内容	定員・費用	締切日
①環境大学(前期)「ごみと環境」	5月28日、6月25日、7月30日、8月24日、9月24日。午前10時～正午。全5回。8月24日は午前9時～午後4時	環境負荷削減のため、身近にできるごみ減量などへの取り組みについて学ぶ。8月24日は、バスでリサイクル施設を見学	80人。8月24日は40人 8月24日は昼食代(実費)	4月30日
②足尾で植樹体験(バス) 春の植樹デーに参加してみよう	4月23日(土) 午前7時～午後4時	春の植樹デーに参加し、植樹体験	先着30人 昼食持参	4月3日午前9時30分から、電話で受け付け
③春の渡良瀬遊水地遊び、学ぼう(バス)	4月29日(金・祝) 午前9時～午後4時	地元の人から渡良瀬遊水地の話聞き、観察・作業体験で生物多様性を体感	先着35人 昼食持参	
④スラッシュキルト(初心者対象)	5月10・24・31日、午前10時～正午。全3回	古い布を重ねて縫い合わせ、独特の風合いを作り出し、バッグを作る	16人 1,200円	
⑤パッチワーク(経験者対象)	5月11・25日、6月8・22日、7月6日。午前10時～正午。全5回	不用になった布を活用して作品を作る	20人 1,000円	4月15日 ※⑤⑨はいずれかの申し込み
⑥やさしい布ぞうりづくり	5月14日(土) 午前9時30分～正午	不用になったバスタオルを使い、昔ながらの草履を作る	20人 350円	
⑦純銀粘土でアクセサリーづくり	5月24・31日、6月7日。午前10時～正午。全3回	純銀粘土を使い、ガラス片を乗せて焼き、アクセサリーを作る	16人 2,060円	
⑧着物リフォーム	5月25日、6月1・8・15日。午前10時～正午。全4回	タンスに眠っている着物帯・羽織などを現代風の洋服などに仕立て直す	16人 1,000円	
⑨パッチワーク(初心者対象)	5月27日、6月10・24日、7月8・22日。午前10時～正午。全5回	初めての人のための講座。不用になった布を活用してポーチ・マットなどを制作	16人 1,000円	4月30日 ※⑤⑨はいずれかの申し込み
⑩生物多様性連続講演会第2回「不思議な鳥フクロウ」	5月28日(土) 午後1時30分～4時	生態系ピラミッドの頂点にある(アンブレラ種)、不思議な鳥フクロウの生態を知る	50人	
⑪飛山城址で自然観察と火起こし体験	5月29日(日) 午前9時～正午	飛山城史跡公園で自然観察を行い、とびやま歴史体験館で火起こし体験	25人 100円程度(体験費)	
常設事業 自転車や家具の再生品を提供(有料)	4月15日までの午前9時～午後5時	粗大ごみで出された自転車や家具を専門スタッフが修理して提供。申し込みは、宇都宮市・上三川町・下野市石橋地区在住で18歳以上の本人が展示品を確認し直接、受け付けへ。1人2点まで。公開抽選日は4月16日(土)午前10時ごろ～		
常設事業 クリーンパーク茂原清掃工場見学	火～日曜日の午前10時～午後3時	クリーンパーク茂原の焼却ごみ処理施設とリサイクルプラザをスタッフが30分～1時間30分程度で案内。1回2人以上。事前に、電話で、環境学習センターへ		

住まい・環境
交通

▽試験の種類 甲種・乙種
1～6種・丙種。
▽会場 作新学院高等学校
(二の沢1丁目)。
▽日時 6月5日(日) 午前9時～。
▽費用 宇都宮危険物保安協力会事業所社員など 3000円、非会員 1600円(受講料)。
▽その他 模擬試験あり。
▽日時 ①5月20日(金) ②

▽受験手数料 甲種 1500円、乙種 13400円、丙種 12700円。
2試験前講習会
▽日時 5月13日(金) 午前9時30分～。
▽会場 東消防署(中今泉5丁目)。
▽費用 6180円(受講料)。
5月21日(土)、午前9時20分～。
▽会場 ①とちぎ福祉プラザ(若草1丁目) ②清原工業団地管理センター(清原工業団地)。
▽費用 6180円(受講料)。

1危険物取扱者試験講習会
2試験前講習会
3準備講習会
4消防試験研究センター
5消防局予防課
6物保安協会
7県危険物保安協会
80438

環境

剪定枝の搬入にご協力を

市では、焼却ごみを減量化・資源化するため、家庭で発生する剪定枝のうち、南清掃センターへ直接持ち込んだ剪定枝の一部をチップ化し、希望者に無料配布します。剪定枝の搬入にご協力ください。

みとしての受け入れ。
▽搬入場所 南清掃センター(屋板町)。
▽剪定枝の種類 太さ10センチメートル、長さ2.5メートル以内で、1日軽トラック1台分まで。毒性のある木・落ち葉などは焼却処理となります。
▽その他 チップの配布は6月ごろを予定しています。詳しくは、市HPをご覧ください。
6 ⑥ごみ減量課 ☎(632)241

◎「うつのみやの 대기」(H)アドレスの変更 ▽新アドレス <http://utsunomiyacity-taikikanshi.jp/taiki/> ▽掲載内容 大気汚染状況を監視するために、市内9カ所で測定した結果をリアルタイムで公表している他、光化学スモッグ注意報の発令および解除の状況などを掲載。☎環境保全課 ☎(632)2420

緑化ボランティア
養成講座

▽日時 6月9日～7月21日の木曜日、午前9時30分～正午。全6回。
▽会場 市緑の相談所（平出工業団地）。
▽内容 思わず話したくなる植物の効果、植物の育ちの仕組みと栽培管理、挿し芽、寄せ植えなど。4回以上の出席者は、緑化ボランティアとして認定します。で、地域や公共施設での緑化活動をお願いします。
▽対象 市内に在住か通勤通学している、地域の緑化ボランティア活動を始めた人。
▽定員 先着25人。
▽申込 4月4～28日に、電話で、緑のまちづくり課（632）2597へ。

グリーントラスト
自然体験

1 春野菜の種まきから収穫まで
▽日時 4月17日（日）、6月5日（日）。午前9時～正

午。全2回。

2 ハルゼミの観察会

▽日時 5月5日（木・祝）午前9時～正午。

3 春の観察会 春の森に花と昆虫を探そう

▽日時 5月8日（日）午前9時～正午。

▽会場 1 鶴田沼緑地（鶴田町） 2 戸祭山緑地（戸祭町） 3 長岡樹林地（長岡町）。

▽定員 1 3 各先着30人 2 先着20人。

▽費用 1 400円 2 200円（保険料など）。グリーントラストうつのみや年会員および小学生以下は無料。

▽その他 雨天の場合は、現地で開催の可否を決定。

1 1の収穫物は実費でお分けします。

▽申込 4月3日から、電話で、グリーントラスト宇都宮事務局（緑のまちづくり課内）（632）2559へ。

市緑の相談所で
緑化講習会

1 家庭菜園の作り方 果菜類の整枝法
▽期日 4月23日（土）。

2 多肉植物の寄せ植え
▽期日 4月27日（水）。

春の交通安全運動

4月6～15日は春の交通安全市民総ぐるみ運動

▽運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止▽運動の重点 ①自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底③飲酒運転の根絶④子どもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動の推進。

春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニングセレモニー

▽日時 4月5日（火）午前11時～11時40分▽会場 オリオンスクエア▽内容 交通安全宣言などの式典など。

子どもや高齢者を交通事故から守りましょう 子どもは、興味のあるものを見つけると、夢中になって周囲の状況が目に入らなくなり、車などへの注意がおろそかになってしまふことがあります。保護者は、子どもから目を離さず、子どもが急な飛び出しなどをしないよう十分注意しましょう。運転者は、子どもや高齢者を見掛けたら、減速してその動きに細心の注意を払うなど、「子どもや高齢者に優しい3S運動」を実践し、思いやりのある運転と交通事故防止に努めましょう。

自転車安全利用五則

自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。また、歩行者やドライバーも自転車の交通ルールを知ること、交通事故を予防するようにしましょう。①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行（路側帯も左側通行）③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る▽飲酒運転・二人乗り・並進の禁止▽夜間はライトを点灯▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認⑤子どもはヘルメットを着用（高齢者のヘルメット着用も推奨しています）。

自転車利用者のための任意保険など 自転車の交通事故の中には、自転車利用者が加害者となり、高額な

賠償金を請求される場合があります。万が一の場合に備え、任意保険に加入することが大切です。自転車利用者のための任意保険には、自転車安全整備店で取り扱っている「TSマーク付帯保険」などがあります。また、すでに加入している自動車保険や火災保険の特約で、自転車の事故に対応できるものもありますので、加入している保険会社に確認してみましょう。

自転車運転中の携帯電話・イヤホンなどの使用は禁止されています 自転車で、信号無視や一時不停止など、特定の禁止行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられます。命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に受講しないと、5万円以下の罰金が科せられます。詳しくは、最寄りの警察署へお問い合わせください。

自転車用ヘルメットを着用しましょう 自転車に乗るときのヘルメットの着用は、交通事故や転倒などによる頭部への被害を軽減させます。自転車を利用する際は、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。

シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう シートベルトは、命を守るベルトです。自動車に乗るときは必ず全ての座席でシートベルトを着用し、安全運転を心掛けましょう。6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。乗車する子どもの体格に合わせたものを選び、座席にしっかり固定し、正しく着用しましょう。

飲酒運転は絶対にしない・させない 飲酒運転は、悲惨な重大事故を引き起こす悪質な犯罪行為です。飲酒運転を「しない・させない」を徹底しましょう。

夕暮れ・夜間の交通事故に気をつけましょう 夕暮れ・夜間は、周りが見えにくくなります。ドライバーは安全確認を徹底するとともに、対向車がない場合はハイビームにして、歩行者などを早めに視認するようにしましょう。また、歩行者・自転車利用者が夜外出する際は、明るい服装や反射材を着用するように心掛けましょう。

生活安心課 ☎（632）2264

◎まちなかハンギングバスケット大作戦 ▽日時 5月28日（土）午前9時30分～正午▽会場 オリオンスクエア▽内容 講習の後、花苗を植えたバスケットを作り、中心市街地の街路灯に飾り付ける。参加者には花苗をプレゼント▽対象 市内に在住か通勤通学している人▽定員 先着40人▽申込 4月5日～5月10日に、電話またはファクス（イベント名・住所・氏名・電話番号を明記）で、花と緑のまちづくり推進協議会（緑のまちづくり課内） ☎（632）2597、FAX（632）5219へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象にならない。費用は無料、申込不要。
☎ 地区市民センター、☎ 出張所、☎ 生涯学習センター、☎ うつのみや表参道スクエア、☎ HPホームページ、☎ Eメールアドレス、☎ 地域自治センター、☎ 地域コミュニケーションセンター、☎ 市民活動センター



特別販売実施 篠井ニュータウン分譲中

■現地販売会

▽日時 4月3日(日) 午前10時～午後3時
▽会場 篠井ニュータウン 現地販売センター(下小池町)。

■特別販売区画

金額	番号	道路	面積(m ²)	備考
319万円	20-9	東・西	231.15	商業可能な69坪
360万円	18-13	南	220.85	日当たり良好の66坪
433万円	15-6	北	331.82	平屋住宅に人気の100坪

▽その他 他にもゆとりの広さ100坪区画や商業用地も同時分譲中です。

●市土地開発公社 ☎(632) 2174、🌐http://www.shinoi.com



▲携帯サイトQRコード

- 3 マツのみどり摘み
- ▽期日 5月8日(日)。
- 4 ツツジ・サツキなどの上手な咲かせ方
- ▽期日 5月11日(水)。
- 5 初夏の庭木の手入れ
- ▽期日 5月15日(日)。
- 時間 午前9時30分～11時30分。
- 会場 市緑の相談所。
- 対象 市内に在住か通勤通学している人。
- 定員 13～5各先着40人
- 2 先着30人。
- 費用 21500円(材料費)。

事業所版環境ISO ECCOうつのみや21

宇都宮商工会議所と市ではISO14001の趣旨を生かしつつ、手間や時間がかからず、中小企業にも取り組みやすい環境マネジ

■申込 4月3日から、電話で、市緑の相談所 ☎(662) 5813へ。

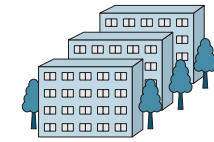
▽その他 身近な回や集会所などで開催する緑化講習会へ講師を派遣しています。お気軽にご相談ください。

住まい・環境・安全・交通

住まい

市営住宅の入居者を毎月募集しています

■4月の募集概要



要

- ▽受付日時 4月4～8日、午前9時～午後5時。

- ▽受付会場 住宅課(市役所9階)。
- ▽抽選日 4月14日(木)。

メントシステムの認定制度「事業所版環境ISO(ECCOうつのみや)」を実施しています。取り組みが認められた事業所には、認定証を交付します。

事業所版環境ISO(ECCOうつのみや)の特徴や利点など、詳しくは、宇都宮商工会議所(中央3丁目)、環境政策課(市役所12階)に置いてある「ECCOうつのみや21 ガイドブック・様式集」(市Ⓐ)からも取り出し可)をご覧ください。

●宇都宮商工会議所 ☎(637) 3131、環境政策課 ☎(632) 2404

まちなか居住を応援します

市では、中心市街地が、多様な世代が暮らし魅力と活力のあるふるる都市の拠点となるよう、中心市街地への居住促進制度を設けています。

■住宅取得費の補助

▽対象 次の全てに該当する世帯。①中心市街地に、自らが居住するための住宅を取得し、転入した②住宅取得に際し、返済期間が10年以上の住宅ローンを利用している③自治会に加入している④市税の滞納がない。

▽対象住宅 次の全てに該当する住宅。①住宅の床面積が25平方メートル以上②住宅の所有権を持つ全ての人がある住宅に居住している。

▽補助金額 住宅ローンの1.5パーセント(上限30万円)。

■2 家賃補助制度

▽補助期間 申請日の翌月から最長36カ月。

▽対象 次の全てに該当する世帯。①夫婦いずれも40歳未満、もしくは義務教育終了前の子どもがいる世帯で、新たに中心市街地に転居・転入した②自治会に加入している③市税の滞納がない④中心市街地内に居住することができるとする住宅を所有していない。

▽補助金額 家賃実質額(家賃から住宅手当や管理費・共益費などを差し引いた額)の2分の1で、上限2万円。

■申込 住宅課、各Ⓐ・Ⓑ(Ⓐ)に置いてある申請書(市Ⓐ)からも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類を持って、1 住宅取得の日から6カ月以内 2 転居などの日から3カ月以内に、直接、住宅課 ☎(632) 2735へ。

■その他 所得制限あり。

市では、中心市街地が、多様な世代が暮らし魅力と活力のあるふるる都市の拠点となるよう、中心市街地への居住促進制度を設けています。

■住宅取得費の補助

▽対象 次の全てに該当する世帯。①中心市街地に、自らが居住するための住宅を取得し、転入した②住宅取得に際し、返済期間が10年以上の住宅ローンを利用している③自治会に加入している④市税の滞納がない。

▽対象住宅 次の全てに該当する住宅。①住宅の床面積が25平方メートル以上②住宅の所有権を持つ全ての人がある住宅に居住している。

▽補助金額 住宅ローンの1.5パーセント(上限30万円)。

■2 家賃補助制度

▽補助期間 申請日の翌月から最長36カ月。

▽対象 次の全てに該当する世帯。①夫婦いずれも40歳未満、もしくは義務教育終了前の子どもがいる世帯で、新たに中心市街地に転居・転入した②自治会に加入している③市税の滞納がない④中心市街地内に居住することができるとする住宅を所有していない。

▽補助金額 家賃実質額(家賃から住宅手当や管理費・共益費などを差し引いた額)の2分の1で、上限2万円。

■申込 住宅課、各Ⓐ・Ⓑ(Ⓐ)に置いてある申請書(市Ⓐ)からも取り出し可)に必要事項を書き、必要書類を持って、1 住宅取得の日から6カ月以内 2 転居などの日から3カ月以内に、直接、住宅課 ☎(632) 2735へ。

■その他 所得制限あり。

●春の山野草展 ▽日時 4月15～17日、午前9時～午後4時(17日は午後3時まで) ▽会場 市緑の相談所 ▽内容 宇都宮山野草愛好会の皆さんによる、丹精込めて育てた春の山野草の寄せ植えなどを展示。●市緑の相談所 ☎(662) 5813